

隣保館だより

第457号

2024年 7月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



ハッスルシルバーズ (たけのこ会)

ふうりん おと 風鈴の音

じんけん やかた ふうりん な
人権の館に風鈴が鳴る

すず
涼しげなりズムに

やす かん
安らぎを感じる

とも つど とも え
友と集い 友とほほ笑む

こころいや
そして心癒される

8月は「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」です

1965年8月、「同和問題は人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である」、「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とうたった同和对策審議会答申が出されました。これを機に、大分県では答申が出された8月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」と定め、取り組んでいます

九重町では、「部落差別等あらゆる人権課題」のパネル展を開催します

期間：2024年8月1日（木）～8月30日（金）8：30～17：00（平日のみ）

場所：九重町役場1階ロビー

部落差別の解消に向けて

部落差別は日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、現在に至るまで様々な差別を受けている日本固有の人権問題です。

いまだに、結婚・就職差別や差別発言、差別落書き、インターネット上での差別的情報の拡散など解決に至っていません。

2016年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを認め、部落差別は許されないものであるとの認識の下に部落差別を解消することが重要な課題であると明記しています。

部落差別を解決するには、自分自身のこととして考え、「差別しない、差別を許さない。」という一歩進んだ行動と正しい知識を持つことが大切です。

部落差別について正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

部落差別について、あなたはどのように考えますか？

- そっとしておけば、自然に差別はなくなっていくのではないのでしょうか。
○そっとしておいても差別はなくなりません。あやふやな情報やうわさ話でさらに差別意識が広がってしまうことがあるからです。差別をなくすには、人権意識を高めることと、正しい知識を学ぶことが大切です。
- 私一人が部落差別問題に取り組んでも社会は変わりません。結局、差別はなくなるのではないのでしょうか。
○社会は数多くの「私」で成り立っています。差別のない社会を作るには、まず「私」が自分の問題として捉え、人権意識を高めることが大切です。
- 出身を理由に差別されるのなら、引越してしまえば差別はなくなるのではないですか。
○どこに住むかはその人の自由です。転居までして、自分の出身地を隠し続けなければならないこと自体が問題です。差別を根本からなくしていくことが大切です。

私たちにできることから始めましょう

- ◆関心をもって正しく知る
「私には関係ない」と無関心にならず、まずは一人ひとりが部落差別について正しく理解し、子どもたちにも伝えていくことが大切です。
- ◆思い込みや偏見をなくす
偏見をなくすには、物事を正しく見ようとする意欲、相手の立場や気持ちをわかろうとする姿勢、物事を表面的にとらえず、深く掘り下げるものの見方が大切です。
- ◆自分自身で考える
他人のうわさ話などに影響されない広い視野を持ち、自分自身で考え、判断することが大切です。

隣保館事業 人権学習の様子

九重町隣保館年間テーマ“語ろう「私と人権」”を通し、多様性や部落差別をはじめとする様々な人権について学びました。正しい人権を知ることの大切さをみんなで考える時間となりました。



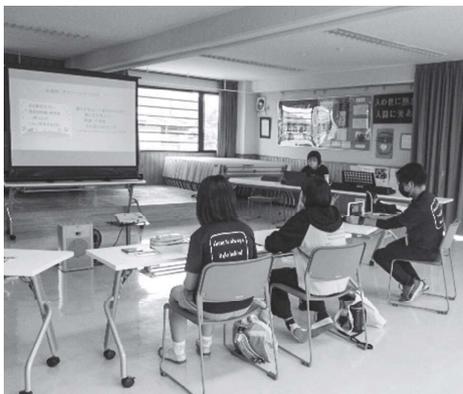
6月7日(金) 生け花教室



6月17日(月) 編み物教室

小学校6年生隣保館学習の様子

町内6つの小学校全ての6年生が隣保館を訪れ、人権パネルやデイサービスの作品などを実際に見ながら、隣保館の事業、人権について学ぶ時間となりました。また、「差別らくがきから考える私たちの人権」のワークショップを通して、「人権とは何か」「人権の大切さ」を学びました。子どもたちとの隣保館学習を通し、職員も改めて人権を学ぶ機会となりました。



お知らせ

九重町隣保館で、パソコン教室を開講します!

- ☆開催時間 Aコース 午後7時～午後9時30分
Bコース 午後1時30分～午後4時（日程が変更になる場合は事前にお知らせします。）
- ☆講師 増田 啓次さん
- ☆募集人数 各コース7名程度（応募多数の場合は先着順）
- ☆受講料 無料（テキスト代は受講生負担です。）
- ☆使用機器 各自が所有しているパソコンを使用します。
（貸出用パソコンもありますが、台数に限りがあります。）
- ☆内容 進捗状況を見ながら臨機応変に進めていきます。
・スマホやタブレットなどの使用方法、はがき、名刺の作り方、写真の加工などの講座も可能です。
・随時、文字入力などの基本を復習しながら進みます。
- ☆申込方法 九重町隣保館までお電話ください。（0973-76-2468）
- ☆申込期間 7月22日（月）～7月31日（水） 午前8時30分～午後5時まで

	Aコース 午後7時～ 午後9時30分	Bコース 午後1時30分～ 午後4時	内容（予定）
第1回	9月4日（水）	10月21日（月）	パソコンの基礎、環境設定など
第2回	9月11日（水）	10月30日（水）	文字入力の基本、案内文書作成など
第3回	9月17日（火）	11月6日（水）	案内文書作成、インターネットを使った素材の検索など
第4回	9月25日（水）	11月13日（水）	はがき作成、テキストボックス・イラストの挿入など
第5回	10月2日（水）	11月20日（水）	インターネットの基本、SNSやWeb会議の体験など
第6回	10月9日（水）	11月27日（水）	エクセル体験など
第7回	10月16日（水）	12月3日（火）	はがき作成、全体の復習、個別課題の相談など

第48回人権を考える講演の夕べのお知らせ

- 日時：2024年7月30日（火）18時30分～20時（18時受付開始）
- 場所：九重文化センター・ホール
- 講師：坂田 かおりさん
・人権テイク・ルート 代表/オーガナイザー
・部落解放同盟鳥取県連合会米子市協議会議長
- 演題：いのち輝いて生きる

詳細は、お手持ちの携帯電話・スマートフォンで二次元コードをお読み取りください



◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
7月19日（金）	カラフルタイム
7月22日（月）	編み物教室
7月23日（火）	歌声サロン
7月24日（水）	子どもふれ愛ひろば（野上放課後児童クラブ）
7月25日（木）	ハッスルシルバーズ（たけのこ会）
7月30日（火）	人権を考える講演の夕べ

月 日	行 事 名
8月2日（金）	生け花教室 子どもふれ愛ひろば（東飯田放課後児童クラブ）
8月5日（月）	編み物教室
8月6日（火）	パワーアップ教室
8月8日（木）	ハッスルシルバーズ（チューリップ会）
8月19日（月）	編み物教室
8月22日（木）	ハッスルシルバーズ（たけのこ会）
8月27日（火）	歌声サロン

本人通知制度に
登録しましょう

事前に登録することで、第三者があなたの住民票等の交付を受けたとき、お知らせします。
多くの方が登録することで、戸籍などの不正取得の抑止につながります。